

# 中山裁判ニュース

(うどん屋配転訴訟)

NO.8

2010年 2月 4日

JR東海労名古屋地方本部  
発行者 丹羽成生

## 不当判決糾弾！！

2月4日、名古屋地方裁判所は、中山喜弘さんへの松阪事業管理所(津駐在)の配転無効を求める訴えを棄却した。

私たちは、満腔の怒りをもってこの不当判決に、断固抗議する！！



< 鈴木弁護士あいさつ >

- ・最初から結論ありきの判決だ。
- ・こちらの主張を一切認めていない。
- ・今後とも中山さんと共に闘う。

< 中山さんあいさつ >

- ・不当判決に怒りを覚える。
- ・裁判所は公平ではない。
- ・控訴して会社を追求していく。

**私たちは、即刻控訴し、司法の反動も含めて社会的に明らかにする！！**